

静岡県津波避難標識指針

平成27年5月

静岡県危機管理部

はじめに

本県では、東日本大震災を受け、ソフト対策、ハード対策の両面から津波対策を進める中で、避難場所への誘導標識の不足を補うため、JIS 規格化された「津波に関する統一標識」図記号を用いて平成23年8月24日に津波避難サイン例として示し、海拔表示、津波注意、津波避難場所や津波避難ビルへの誘導標識整備を促進してきました。

現在、海拔表示を中心に県内の標識数は1万5千を超えるまでになり、標識の充実が図られてきたところではありますが、観光客など地理不案内な方々の迅速な避難のためには誘導標識は十分ではありません。

こうした中、平成26年9月に経済産業省が、津波が発生した時に備え、人々を浸水域など津波の危険があるところから安全な避難場所まで途切れることなく誘導する「津波避難誘導標識システム」を JIS 規格化(JIS Z9097)したことを踏まえ、県民のみならず、国内外から本県に来訪する方々の津波避難誘導が適切に行われるよう「静岡県津波避難標識指針」を作成しました。

各市町におかれては、本指針を参考に、今後とも地域住民のみならず観光客等にもわかりやすい津波避難誘導標識の設置を進めていただくようお願いいたします。

指針のポイント

1. 津波避難標識を「津波注意標識」、「津波避難情報標識」、「津波避難誘導標識」、「津波避難場所標識及び津波避難ビル標識」の4区分に分類した。
2. 津波避難標識に用いる図記号の配置についてルール化した。
3. 津波避難誘導標識には、避難先となる津波避難場所又は津波避難ビルまでの距離を必ず表示することとした。
4. 海拔は、東京湾の平均海面（T.P.）を基準とした。また、満潮時の海面からの高さを表示する補助標識を追加した。
5. 平成23年の津波避難サイン例では反転を可としていたJIS Z8210の6.3.9に規定する図記号（津波注意）の反転を不可とした。
6. 標識に使用する文字フォントは、日本語、中国語、韓国語について角ゴシック体・丸ゴシック体・ヒラギノ体を、英語やポルトガル語はピアログ体を使用することが望ましいとした。
7. 夜間停電時も想定し、JIS Z9097附属書Dを参考に、津波避難標識に蓄光機能や再帰性反射機能、ソーラー電源機能などを備えることが望ましいとした。

（参考）津波避難誘導標識システム（JIS Z9097）



「津波注意標識」

津波が来襲する恐れがある地域に設置する

津波避難情報標識

図記号案内標識、避難経路標識、海拔表示シートなど目項目に触れることで学習効果がある情報を記載した標識を必要に応じて設置する。

津波避難誘導標識

津波避難場所又は津波避難ビルまで標識に従って安全に避難できるよう記載した標識を途切れことなく設置する。

津波避難場所標識 津波避難ビル標識

この場所（ビル）が津波に対して安全な避難場所であることを目につきやすい場所に表示する。

出典:日本標識工業会「津波標識ガイドライン」

静岡県津波避難標識指針

I 共通事項

1 津波避難標識に用いる図記号について

(1) 津波注意



表示事項	津波注意(津波災害警戒区域)
機能	津波が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域に表示
備考	反転不可 JIS Z8210の6.3.9に規定

(2) 津波避難場所



表示事項	津波避難場所 ※文字による補助表示を推奨
機能	津波に対しての安全な避難場所(高台)の情報を表示
備考	左右反転可 JIS Z8210の6.1.6に規定

(3) 津波避難ビル



表示事項	津波避難ビル ※文字による補助表示を推奨
機能	津波に対しての安全な避難場所(津波避難)の情報を表示
備考	左右反転可 JIS Z8210の6.1.7に規定

(4) 方向矢印

直進	右方向	左方向	斜め(左右上下可)

※ JIS Z8210の6.4.9に規定

※ 設置場所や地形などにより、直線以外の矢印を用いてもよい。

(図記号に用いる色彩)

図記号に用いる色彩は、JISZ9103(安全色)で規定する次のマンセル値を参照すること。

- 安全色 緑:10G4/10
黄:2.5Y8/14
- 対比色 黒:N1、白:N9.5

2 標識に用いる図記号及び文字の大きさ設定の目安等

ア 標識に用いる図記号及び文字高のサイズは表-1を参考にすること

表-1 図記号及び文字高サイズの目安

視距離	図記号の基準寸法 (3a)	和文文字高 (a)	英文文字高 (3/4a)	英文文字高 (2段の場合) (1/2a)
40mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上	80mm以上
30mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上	60mm以上
20mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上	40mm以上
10mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上	20mm以上
5mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上	10mm以上
1mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上	4.5mm以上

イ 使用する文字フォントは以下のものが望ましい

- ・ 日本語、中国語、韓国語…角ゴシック体、丸ゴシック体、ヒラギノ体
- ・ 英語、ポルトガル語…ビアログ体

3 標識の多言語表記について

外国人が理解できるように多言語併記による標識設置を行うことが望ましい。
表記例については表-2を参照すること。

表-2 標識多言語表記

	日本語	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語
1	津波注意	BE ALERT. TSUNAMI AREA. 又は Warning: Tsunami hazard zone	提防海啸	쓰나미 주의	Cuidado com Tsunami
2	海拔～m	～ m ABOVE SEA LEVEL	海拔 米	해발～m	Acima do nível do mar
3	津波避難場所	Tsunami Evacuation Area	海啸避难所	쓰나미 피난 장소	Local de refúgio de Tsunami
4	津波避難ビル	Tsunami Evacuation Building	海啸避难大楼	쓰나미 피난 빌딩	Edifício de refúgio de Tsunami

4 津波避難暗闇対策

夜間停電時も想定し、JIS Z9097附属書Dを参考に、津波避難標識に蓄光機能や再帰性反射機能、ソーラー電源機能などを備えることが望ましい。

II 津波避難標識

1 津波注意標識

津波が来襲する危険のある地域を示すことを目的とする標識。

現在地が津波災害警戒区域など、津波による被害を受ける恐れがある場合に設置する。

設置に当たっての留意点

- 津波注意標識に用いる図記号は、JIS Z8210 の 6.3.9 に規定された図記号を必ず用いる。
- 海拔を表示する場合は、「この地盤は海拔〇.〇m」と表示する。
- 海拔は、東京湾の平均海面(T.P.)を基準とした地盤の高さとする。
- 海水浴場など海に面した場所では、満潮時の海拔を注記した補助標識を設置することが望ましい。(その場合海拔から 70cmを減じた高さを表示する)。
- 「津波災害警戒区域」が未指定の場合は、指定後に補助標識により補うことが望ましい。

<設置例>



2 津波避難情報標識

津波注意標識、津波避難誘導標識、津波避難場所や津波避難ビル（以下「津波避難場所（ビル）」という。）の標識以外で、日頃目にすることで津波に関する学習・啓発効果がある標識。

図記号案内標識、避難案内・避難経路標識及び海拔表示などが含まれる。

設置に当たっての留意点

- 市街地図などによる避難案内には、津波災害警戒区域や津波避難場所（ビル）の位置、推奨する避難方向、その他避難に必要とされる施設の所在を記載することが望ましい。
- 避難案内や避難経路を示す標識には、現在地を赤色で表示する。
- 避難案内を設置する場合には、避難推奨経路を矢印で示すことが望ましい。経路が複数あるなど、経路表示が困難な場合には、現在地と避難先の位置関係、用いることが出来る避難路を明示するとともに、避難誘導標識を適切に設置することが望ましい。

<設置例>



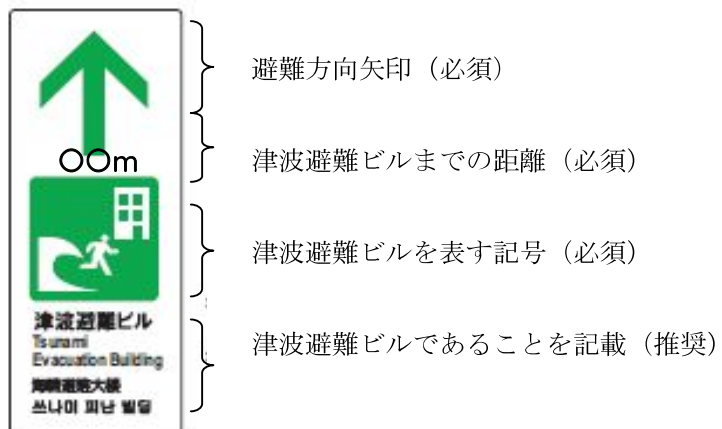
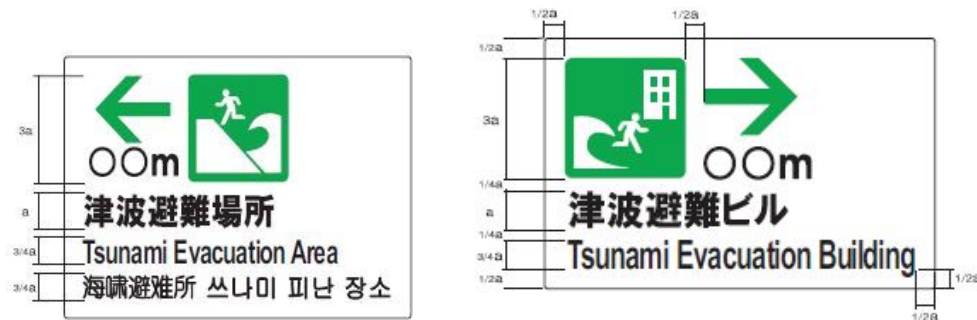
3 津波避難誘導標識

津波が発生したときに人々を安全な津波避難場所(ビル)まで誘導することを目的とした標識。

設置に当たっての留意点

- 津波避難場所(ビル)、方向矢印を示す図記号を必ず用いる。
- 津波避難場所誘導標識にはJIS Z8210の 6.1.6 に規定された図記号とJIS Z8210の 6.4.9 に規定された図記号を使用する。
- 津波避難ビル誘導標識にはJIS Z8210の 6.1.7に規定された図記号とJIS Z8210の 6.4.9 に規定された図記号を使用する。
- 津波避難場所(ビル)までの距離は必ず記載する。
- 方向矢印は一番上に配置し、距離については矢印の近辺に配置する。
- 矢印は直線的なものを例示しているが、設置場所や地形など現場の状況によっては直線以外(直角、曲線など)の矢印を用いることも可能。
- 分岐となる交差点などに適切に設置するとともに、避難者が不安にならないよう、設置間隔に十分配慮する必要がある。

<設置例>



4 津波避難場所標識及び津波避難ビル標識

避難先である津波避難場所(ビル)であることを示す標識。

設置に当たっての留意点

- 津波避難場所標識にはJIS Z8210の 6.1.6 に規定された図記号を必ず用いる。
- 津波避難ビル標識にはJIS Z8210の 6.1.7に規定された図記号を必ず用いる。
- 図記号は標識の最上部に配置する。
- 津波避難場所(ビル)の名称を記載することが望ましい。
- 津波避難場所にあつては地盤の高さ、津波避難ビルにあつては地盤の高さに加えビルの高さを表示することが望ましい。

<設置例>



津波避難誘導標識システムのJISを制定

-緊急時にもわかりやすい一連の避難標識設置に向けて-

平成 26 年 9 月 22 日

津波による人的被害を低減するためには、緊急時に、地域住民のみならず、観光客等も安全な場所へ素早く避難できることが重要です。そこで、津波危険地帯における現在地の海拔や避難場所の方角・距離など、迅速な避難を可能とする情報を、共通の標識として設置するため、標識に記載する情報に関するルールを定めた、津波避難誘導標識システムに関するJISを制定いたしました。

1. 当該規格の制定の目的及び背景

2011年3月11日の東日本大震災では、津波による被害で多くの方が犠牲になりました。地震直後の緊急時に、安全な場所への素早い避難を誘導するため、地域住民のみならず観光客等にもわかりやすい避難場所に関する情報提供が必要です。

現在、津波避難の図記号に関する JIS では、図1に示すような図記号を定めていますが、これら単独の標識では、避難場所にたどり着くために必要な情報等を得ることができません。

そこで、現在地の海拔、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定した、「津波避難誘導標識システム」のJISを制定いたしました。

この JIS の考えに基づいて、避難にかかる標識が設置されることで、緊急時にも素早く安全な場所に避難することが可能になると考えられます。

図1 既存の津波に関する図記号



※ 単独の標識設置では、必ずしも避難に必要な情報を十分に提供できない。

2. 当該規格の制定のポイント

本JISでは、①津波注意標識、②津波避難情報標識、③津波避難誘導標識、④津波避難場所標識及び津波避難ビル標識といった、標識に含まれるべき情報についての規定に加え、これらを途切れることなく提供することについても規定しています。

①津波注意標識の例

現在地が津波災害警戒区域であること、補助標識に海拔を記載することなどを規定。



図2 津波注意標識の記載例

②津波避難情報標識の例

津波災害警戒区域の範囲、避難場所や津波避難ビルの位置、推奨する避難方向などを記載することを規定。

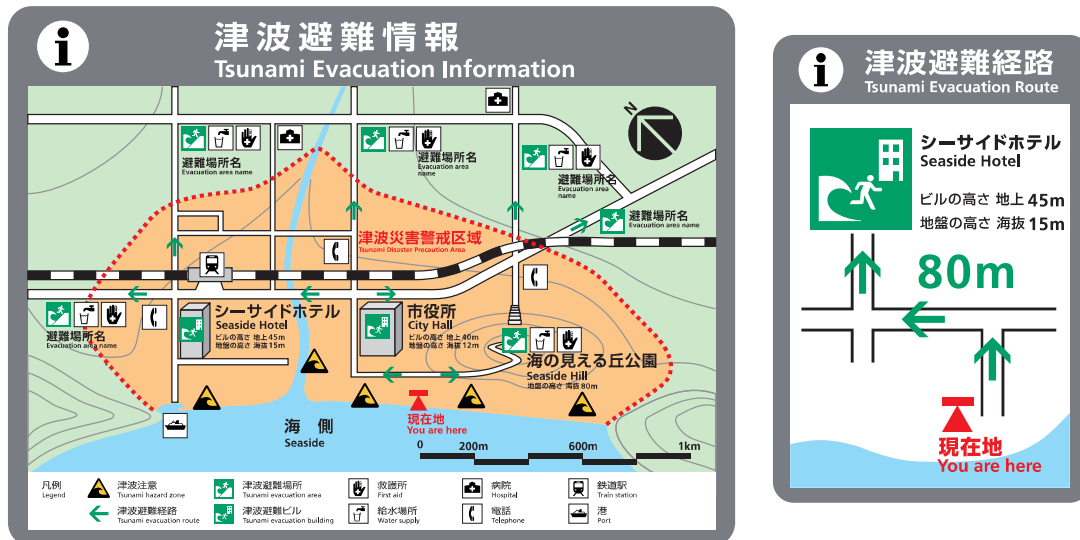


図3 津波避難情報標識の例

③津波避難誘導標識の例

避難方向、避難場所までの距離を記載することを規定。



図4 津波避難誘導標識の記載例

④津波避難場所標識及び津波避難ビル標識の例

当該避難場所や避難ビルの名称、海拔を記載することを規定。



図5 津波避難場所標識の記載例

【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課（直通：3501-9283、内線：3424～3425）

（課長）福田 泰和

（補佐）曾根 邦男